

# フードバンク渋谷 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク渋谷 定款第3章19条に基づき役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

## (定義)

### 2.定義

この規程において掲げる用語の意義は、当該に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料などの経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は原則支給しない。ただし、費用は実費を支給する。

## (変更)

第3条 この規程は理事会決議を経て、変更する事ができる。

## 附則

この規程は2021年9月1日より施行する。

特定非営利活動法人 フードバンク渋谷  
職員給与の支給に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人フードバンク渋谷（以下、NPO 法人という）に基づき、事務局職員の給与の支給に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規定で「給与」とは給料、時間外勤務手当、通勤手当をいう。

(支払の原則)

第3条 給与は通貨で直接本人に支払うことを原則とする。支払い方法は、本人口座への銀行振り込みまたは手渡しとする。

第2章 給料

(給料)

第4条 給料は、別に定める正規の勤務時間による報酬であって、時間外勤務手当、通勤手当を除いたものとする。

2 給料は以下の 2 つの種別となり、本人の希望に基づきいずれかの方法で支払う。

イ) 月給（月単位で支払う方法）

・基本を 1 ケ月 150,000 円とし、役職、勤務形態、業務経験、職務遂行能力、技術等を考慮して、各職員の給料を代表理事が決定する。

ロ) 時給（時間単位で支払う方法）

・基本を 1 時間 1,041 円とし、役職、勤務形態、業務経験、職務遂行能力、技術等を考慮して、各職員の給料を代表理事が決定する。

3 新たに採用した者に対する試用期間中（3 カ月間）の給料は、第 2 項に定める基準月額の 8 割とする。

(時間外勤務手当)

第5条 時間外勤務手当は週 40 時間を越えて勤務を命じられた者に対し次により支給する。

12

$$\text{基本月額} \times \frac{1}{\text{年間所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間}$$

(通勤手当)

第6条 通勤手当は自宅より公共交通機関の利用を前提にして計算される額を支給する。

(昇給)

第7条 事務局職員の昇給については、理事会で検討し代表理事が決定する。

(支給日)

第8条 給料は、翌月10日に支払うものとする。

但し、時間外勤務手当については、当該月分を翌々月10日までに支払うものとする。

(計算期間)

第9条 給料の計算期間は毎月1日より月末までとする。

(月の途中で給料に変更があった場合の取り扱い)

第10条 諸手当の変更、役務の任免等により月の途中で給料に変更があった場合は、新旧給料を各々日割計算してその合計額を支給する。

(休職期間中の給料)

第11条 休職期間中の給料は支給しない。但し、休職事由に変更があった場合は、新旧給料を各々日割計算してその合計額を支給する。

(死亡した場合の給料)

第12条 月の途中で死亡したときは当月分給料又は当月勤務予定時間給はその全額を支給する。

(年次有給休暇および諸休暇中の給料)

第13条 年次有給休暇の期間の給料は月給制の者には給料を支給する。  
・業務上の傷病による公傷休暇の場合は労災保険の休業補償費相当を減額する。

(傷病欠勤中の給料)

第14条 負傷または疾病のため引き続いて欠勤したときの給料については支払わない。

(私事欠勤の場合の給料)

第15条 私事のため欠勤したときは、給料及び諸手当を日割・時間割計算によって控除する。

(出勤停止を命ぜられた場合の給料)

第16条 懲戒により出勤停止を命じられたときは給料を支給しない。

(試用期間中の者の給料)

- 第17条 試用の者の給料は全て時給をもって支給する。
- 2 試用の者が月の中途中で退職または死亡したときの手当および給料は出勤日数により支給する。
  - 3 傷病欠勤中の給料は支給しない。
  - 4 私事欠勤中の給料は支給しない。

(給料よりの控除)

- 第18条 次の各号の金額は本人との話し合いの上で給料より控除する。

- (1) 所得税
- (2) 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料および雇用保険料

(退職または死亡時の支払)

- 第19条 退職または死亡した場合に本人または遺族から請求があったときは、第8条の規定にかかわらず7日以内に支払う。ただし意義ある金額についてはこの限りではない。

第3章 賞与

(賞与)

- 第20条 勤務内容が良好であると認められた事務局職員に対しては、賞与を支給することができる。その内容、方法等については理事会で検討し代表理事が決定する。

第4章 退職金

(退職金)

- 第21条 退職金については、その内容、方法等については理事会で検討し代表理事が決定する。

附則：この規程は、2021年9月1日から施行する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人フードバンク渋谷	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	33,000円
賛助会費受取会費	9,000円
受取寄附金	939,600円
受取助成金	2,150,000円
未収金回収	3,210円
受取利息	6円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	3,134,816円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	0円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	0円

## (3) その他

なし

## 2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

### (1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,000,000 円	渋谷区フードパントリー事業補助金
		150,000 円	渋谷区子供テーブル活動助成金
		72,500 円	寄付金
		50,000 円	寄付金
		50,000 円	寄付金

## (2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		240,860 円	パソコン等購入
		176,000 円	こどもテーブル学習支援業務委託
		121,080 円	定款変更業務委託
		115,296 円	パソコン購入
		87,912 円	備品購入

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

#### イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

#### ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

### 3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑥イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間 2021年4月1日～2022年3月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
0人	0円

## 5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

## 6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

## 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 フードバンク渋谷					チェック欄																																																						
<b>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</b>																																																												
<b>イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</b>																																																												
(1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 <input type="checkbox"/> 各社員の表決権が平等であること																																																												
<b>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</b>																																																												
<b>二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</b>																																																												
<b>イ</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>項目</th> <th>役員数</th> <th>最も人数が多い「親族等」のグループの人数</th> <th>割合 (②÷①)</th> <th>最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数</th> <th>割合 (④÷①)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥ R3年4月1日～R4年3月31日</td> <td>4人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>⑦ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑧ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑨ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑩ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑪ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>申 請 時</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>							区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	①	②	③	④	⑤	⑥ R3年4月1日～R4年3月31日	4人	0人	0%	0人	0%	⑦ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑧ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑨ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑩ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑪ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	申 請 時	人	人	%	人	%
区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)																																																						
	①	②	③	④	⑤																																																							
⑥ R3年4月1日～R4年3月31日	4人	0人	0%	0人	0%																																																							
⑦ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																							
⑧ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																							
⑨ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																							
⑩ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																							
⑪ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																							
申 請 時	人	人	%	人	%																																																							
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。																																																												
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。																																																												
<b>口</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各社員の表決権が平等である</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>⑩</th> <th>⑪</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記を証する書類の名称とその内容等</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ いいえ</td> <td>・ いいえ</td> <td>・ いいえ</td> <td>・ いいえ</td> <td>・ いいえ</td> <td>・ いいえ</td> <td>・ いいえ</td> </tr> </tbody> </table>							各社員の表決権が平等である	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	申請時	上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ		・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ																														
各社員の表決権が平等である	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	申請時																																																					
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ																																																					
	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ																																																					

## (注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表(次葉)

項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ						

⑥該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無						

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「①～⑤」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「④」から「⑤」については、イに記載する各期間(「④」から「⑤」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「④」から「⑤」については、イに記載する各期間(「④」から「⑤」)を示したものです。	

## 記載要領の補足

- 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないもののをいい、法人が名目に関わらず支出した金錢でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

## 役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 フードバンク渋谷	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
役員数	4人	人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの 人数	0人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族 等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人

### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 フードバンク渋谷		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (Freeway 経理Life) 使用 ルーズリーフ	週1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (Freeway 経理Life) 使用 ルーズリーフ	週1回	7年

## (記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 フードバンク渋谷							チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること								✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと <input type="checkbox"/> 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								
イ	項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無						
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無						
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無						
□	項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無						
	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無						
	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無						
	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無						

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 フードバンク渋谷	チェック欄	
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		✓	
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		同意 する	しない
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）          ② 役員名簿          ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項          ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項          ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項          　・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれれについて、取引金額の多い上位5者との取引          　・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引          ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日          ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況          　a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。）          　b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項          ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日          ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

## (注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

## 認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 フードバンク渋谷
-----	--------------------

## 認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

## 認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						✓
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

## 認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること						チェック欄
事業年度	月 日～月 日	設立年月日	年 月 日			

## (注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 フードバンク渋谷	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup>		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ